

## 1. 設立経緯

第21回国連総会決議(総会決議2211:人口増加と経済開発に関する事務総長報告)に基づき、1967年6月、人口分野における諸活動を強化するための財源として、国連事務総長の下に信託基金を設立。1969年、国連人口活動基金(UNFPA: United Nations Fund for Population Activities)と改称し、1972年の総会決議をもって国連の下部機関となった。さらに、1988年より通称はUNFPAのまま「国連人口基金」と改称。

## 2. 目的<sup>1</sup>

- (1)人口家族計画分野における国家的、地域的、世界的ニーズに応えるような知識と能力を築き、計画立案における調整をはかり、全ての関係方面と協力すること。
- (2)人口問題対策の実施、家族計画の人権的側面についての関心を、開発途上国、先進国双方において、その国の計画、優先度に応じて高めること。
- (3)人口問題に取り組んでいる開発途上国に対し援助を拡大すること、援助は個々の国のニーズに最も適合するよう受入国の要請するような形、手段で提供されること。
- (4)人口問題分野の計画推進に際して国連組織の中で中心的役割を果たし、基金によって援助されている諸プロジェクトの調整を図ること。

## 3. 機構

### (1) 執行理事会

UNFPAの最高意思決定機関であり、基金の活動計画、予算、政策方針が審議承認される。年3回開催(1月、6月及び9月)。

### (2) 事務局

本部はニューヨーク。事務局長は、国連事務総長により任命される。現在は2017年10月に第5代事務局長に就任したナタリア・カネム女史(パナマ国籍)。

## 4. 事業内容

- (1)本基金の主たる活動は、被援助国である開発途上国の要望に応じ、直接またはWHO、UNDP、UNICEF等の国連機関及びNGOを通じて援助を供与。
- (2)2018年-2021年のUNFPA戦略計画は、国際人口開発会議(ICPD)に加え、SDGsを踏まえて作成された。その目的は前回の4カ年計画(2014-2017)と同様「すべて

<sup>1</sup> 本基金の目的は、経社理決議第1763(L VI)により次の通り定められている(経社理決議1763:国連人口活動基金の目的)。

の人々が性と生殖に関する健康を享受すること<sup>2</sup>であるが、2030年までに達成すべき目標として、「3つの ZERO のミッション」を掲げている。

①妊娠・出産による妊産婦の死亡の ZERO

②家族計画サービスへのアクセスが満たされない状況の ZERO

③ジェンダーに基づく暴力と自動婚などの有害な慣習の ZERO

本戦略においては、4年間で40億米ドル(前サイクル比▲2.8億円)の予算を計上し、うち約80%を国別プログラムに割り当てている。支援の分野別に見ると、51.5%が性と生殖における健康、11.9%がジェンダー平等、10.1%が人口開発、6.6%が青少年と若者の分野に振り分けられている。

## 5.UNFPAと我が国との関係

(1)我が国は、人口問題やリプロダクティブ・ヘルスの重要性に鑑み、同分野で積極的に活動してきた。

(2)我が国の2019年のコア拠出額は17,964,819米ドル。

(3)UNFPAにおける邦人専門職員数(除くJPO)は15名(2019年12月末時点)。

(4)2002年9月、UNFPAは東京事務所を開設。2020年6月現在、佐藤摩利子所長(D1)。

(了)

---

<sup>2</sup> 原文 : To achieve universal access to sexual and reproductive health, realize reproductive rights, and reduce maternal mortality to accelerate progress on the Programme of Action of the International Conference on Population and Development, to improve the lives of women, adolescents and youth, enabled by population dynamics, human rights and gender equality